

## 令和2年度第9回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年10月8日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時18分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	欠員		15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	8番	井上 武		10番	亀尾 和男	
	13番 秦野 勝仁 出席					
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
その他	(1) 農業者年金対象者リストアップについて(資料1) (2) 令和2年度農業委員会特別研修会について(資料2) (3) 全国農業新聞・チラシについて(資料3) (4) 令和2年度第10回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和2年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－
3. 議事録署名委員及び書記の指名	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、8番井上武委員、10番 亀尾和男委員、書記につきましては田邊操枝職員



		して、この点は問題ないというふうになりました。以上です。
	議長	『議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』質疑を受けたいと思います。
	議長	私から質問ですが 地域においては、 年前に地籍が入っているはずだと思います。地籍調査が入っているならば、その時に現況に変わっていると思いますが、その辺の説明をお願いします。
	井上委員	地区は、まだ地籍調査は入っておりません。
	議長	そうでしたか、分かりました。 皆さん他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	異議なしと認め、『議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	岡田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 3～8 頁)】</p> <p>整理番号                    118 番～121 番  設定を受ける者：        3 名  設定をする者        :        4 名  設定をする土地：        6 筆        計    7,596 m<sup>2</sup></p> <p>農地中間管理権を取得する場合  整理番号                    393 番～395 番  設定を受ける者：        1 名  設定をする者        :        3 名  設定をする土地：        3 筆        計    5,354 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』質疑を受けたいと思います。
	田邊委員	121 番の さんですが、 の方にお住いのようなのですが、これは、 さんが、近くに さんの農地があって、耕作をお願いされたものですか。それから、 さんは の方に家を借りられて、通いで農業をしておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。
	局長補佐	さんの現在の住所は のアパートということですが、 さんの実家は、 さんと同じく にございまして、現在 歳のお母さんが独居で暮らしておられます。 の実家にも農地がございまして通いでされていますので、 さんの農地についても設定を受けるといふこととございます。
田邊委員	さんの土地と、 さんの土地は隣りあわせとか、近くにある状	

	況ですか。
局長補佐	隣接しているかどうかは確認しておりませんが、同じ地域ということですので近くにあると聞いています。事情をお聞きしたところ、この3筆は平成22年12月から令和元年12月31日まで、のさんという方が利用権設定をされて耕作をされておられましたけれども、令和元年12月31日の期間終了後に更新されませんでした。その為、今年度は保全管理状態であったのを、今回耕作されると言う事で新規で上がってきました。以上でございます。
田邊委員	分かりました。
議長	他にご異議ございませんか。
秦野委員	利用権の設定期間というのがありますが、僕の認識では年単位での設定ではないのでしょうか。
局長補佐	年単位ではなくて、何年何ヶ月と言う期間で設定が出るとことはよくあることです。
本田課長補佐	補足させていただきます。この後、配分計画について御審議をいただくところですが、中間管理事業に関しましては、一旦中間管理機構と利用権の設定を行います。土地を貸したい方が中間管理機構と貸借を結びます。ここで利用権設定をかけるということで、今回こちらの集積計画で、農業委員会事務局で提案されています。その後、県の諸手続きを受けまして、中間管理機構から実際につくられるさんであるとか今回でいいますとさんに配分ということになるまでさらに1か月の手続が必要になります。そうしますと、こちらの利用権の設定で10年としますと、実際に貸し出す期間が9年と11か月というちょっと中途半端な期間になりますので、中間管理機構から、貸出し先に貸出すまでの手続期間を多くとって、終期が同じになるように、貸出す期間が10年ぴったりになるように調整をすることが、中間管理の場合はそういうことで手続の関係上、少しはみ出た形で利用権設定をさせていただくことがございます。今後につきましても基本的には10年1か月とか、ちょっと半端な数字の利用権設定になることがございますので、御了承、御了解いただければと思いますのでよろしく申し上げます。
秦野委員	分かりました。
議長	他にご異議ございませんか。
田邊委員	さんですが、野菜の販売用と書いてありますが、販売先は、例えばに出されるとか、例えばですとか、に出されるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。
局長補佐	売り場所については確認しておりません。
議長	私がお答えします。さんはにも出されています。にも出しておられるということで、現況は市場にはほとんど出されていないようです。規模も大きくないですから、そういう、個人販売的なことでやっておられるようです。病院にも一部持っていかれているようです。
田邊委員	分かりました。
議長	他にご異議ございませんか。
	(質問・意見無し)
議長	異議なしと認め、『議案第2号、農用地利用集積計画案の決定について』議決、承認されました。

議案第 3 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	『議案第 3 号 農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 9～10 頁）】。
	議長	ただ今説明がありました議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
		（質問・意見無し）
	議長	無いようですので『議案第 3 号 農用地利用配分計画の意見照会について』を終わります。
5 . その他 （1）農業者 年金対象者リ ストアップに ついて  全国農業新 聞・チラシに ついて	議長	『その他（1）農業者年金対象者リストアップについて』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	その他（1）農業者年金対象者リストアップについて御説明いたします。資料 1 をご覧ください。 農業者年金加入推進活動スケジュールというタイトルが書いてあるものでございます。先般、7 月 20 日初総会にて、農業者年金の加入促進については、活動班として農業委員さんの皆さんに決定させていただきました。今後加入促進に向けてその対象者をリストアップしていくことにつきましては、農業委員さんと推進委員さん全員で情報提供をお願いするものでございます。 資料 1 の 2 枚目に“加入促進対象者名簿”を付けています。こちらは、令和元年度の対象者名簿です。令和 2 年度の名簿を作成するにあたり、この名簿に載っている方以外で、新たに対象となる方がおられましたら報告をいただきたいと思っております。3 枚目に、“提出用”と左上に書いてある“令和 2 年度農業者年金加入推進対象者リスト提出のお願い”というタイトルの用紙があります。こちらに対象者になると思われる方の名前をご記入の上、次回 11 月の総会のときに提出をお願いします。 この農業者年金の対象は、要件がここにも書いてありますけれども、国民年金第 1 号加入者、かつ 20 歳以上 60 歳未満の方、かつ年間 60 日以上農業に従事されている方が条件でございますので、よろしく申し上げます。 その補足の意味で、本日お配りしております資料 3 をご覧いただけますでしょうか。こちら、A3 サイズのものと A4 サイズのチラシを 4 枚ほど付けておりますが、まず A3 の全国農業新聞の切り抜きがございまして、タイトルに書いてありますように、「農業者年金加入で安心の老後を」ということで、農業者年金に加入した農業者が、農業者年金に加入した決め手などを紹介しておりますので、読んで参考にしていただけたらと思います。あと、後ろに付けています 4 枚のカラーのチラシですが、こちらは農業者年金の普及活動に使うチラシでございますので、またこれも参考にしていただけたらと思います。知って得する農業者年金と書いてあります。女性農業者向けに、「女性農業者の皆さんへ」というものもあります。あと、若年層向けの、「若い農業者の皆さん、自分の老後を自分で守れますか」というタイトルのものもございまして。最後に、「節税対策しながら年金積立て」というもので、これは農協さんも今配られ

		<p>ているそうですが、重ねてお配りしたいと思います。</p> <p>今後、加入推進月間の設定を行うようにしておりますが、随時加入を進めていきますので、今すぐにでも加入したいという方がおられたら、このチラシも活用していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>一応スケジュール的には12月の総会後に加入促進会議というものを開催する予定ですので、よろしく願いいたします。</p>
	議長	何かご意見ご質問ございましたらお願いします。
		(質問・意見無し)
	議長	個人名が書いてありますので、取り扱いにはくれぐれも注意をお願いします。ご協力を宜しくお願いします。
(2) 令和2年度農業委員会特別研修会について	議長	『その他(2) 令和2年度農業委員会特別研修会について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	<p>令和2年度農業委員会特別研修会について御説明したいと思います。</p> <p>資料2をご覧ください。来月の11月19日木曜日、1時半から3時半まで、倉吉未来中心小ホールという場所で、鳥取県農業会議主催の令和2年度農業委員会特別研修会が開催されることが決まりました。</p> <p>この参加者の対象者は、全市町村の農業委員さん、推進委員さん、事務局となっております。例年行われてはいますが、今年はコロナ対策ということで、定員307名のうち、3分の1程度の参加者に絞るということになっているようでして、裏面を見てくださいとその割当てが書いてございます。南部町の割当ては5名ということで、条件が決まっております。</p> <p>ページを戻っていただきまして研修内容ですが、主に北栄町農業委員会の報告、あとは農業委員会を取り巻く情勢と課題、農業委員会制度改正5年後見直しというテーマで、全国農業会議所の稲垣事務局長さんが講師としてされると聞いております。</p> <p>5名という制限がございますので、会長と職務代理に相談をしまして、新任の方に出ていただけたらどうだろうかということで、過去にも出ておられない新任の方がちょうど5名いらっしゃいますので、黒木委員、井田委員、板委員、牛田委員、秦野委員さんに出ていただけたらという提案でございます。</p> <p>当日は公用車で私が運転して、1台で行きたいと思っておりますので、もし都合が悪いということでしたら今月中に事務局までご連絡いただけたらと思いますが、できるだけ参加していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
	議長	只今説明があった件につきましてご質問などございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	分かりました。新人の方は以上の事で宜しくお願いします。
7. 令和2年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第10回南部町農業委員会総会は、令和2年11月10日(火)に開催します。
事務連絡	局長補佐	<p>何点か皆さんにお知らせしたいことがありますので、説明をさせていただきます。</p> <p>今月のB判定の特別委員会についてですが、特別委員の方には御案内</p>

		<p>差し上げていますが 10 月 28 日（水）9 時から始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。場所は と で 筆を計画しております。</p> <p>その後 11 時からは新しい欠員補充の推進委員さんの選定委員会をこちらで行う予定ですので、農業委員の皆様は 28 日 11 時に続けての方と、特別委員ではない方は 11 時までには御参集いただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>南部町ホームページで、現在推進員さんの欠員補充を掲載しているところですが、中間報告ということで、こちらにもインターネット上で掲載しておりますけれども、現在 1 名の方が個人から推薦を受けておられるということで御報告をさせていただきます。</p> <p>全体では、団体推薦と個人応募は 0 人、個人からの推薦が 1 名出ておりますのでお知らせしたいと思います。10 月 16 日までが募集受付期間で午後 5 時 15 分までということですので、また最終報告はまた南部町ホームページ上でさせていただきます。</p> <p>9 月 18 日の臨時総会でも申し上げましたが、農地パトロールについて重ねてお願ひですが、また 10 月末をめどに、皆さんにお配りしているファイルは事務局に返却をお願いしたいと思います。ファイルは事務局で整理をさせていただきますので、またそれを活用して意向調査用のファイルを作成しお配りしたいと思います。各班長の方々は御協力をよろしくお願ひいたします。パトロールは法勝寺地区と手間地区が残っていますが、もう既に終わられた班につきましては、また活動記録も出していただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次にクールビズについてですが、今回の 10 月が最後ということで 11 月からは、クールビズではなくなります。ジャケットやネクタイ、バッジの着用をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
	議長	事務局から報告をいたしました。何かございましたら受けたいと思います。
		(質問・意見無し)
8. 閉 会	議長	これにて令和 2 年度第 9 回南部町農業委員会総会を閉会します。